# 兵庫県公報

平成25年2月19日 火曜日 第 2467 号

 発
 行
 人

 兵
 庫
 県

 神戸市中央区下山手通
 5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

告示	ページ
○ 土地改良区の設立認可申請に係る決定及び関係書類の縦覧(農地整備課)	1
○ 県営土地改良事業の換地処分(同)	1
○ 漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定(水産課)	2
○ 昭和63年兵庫県告示第1541号(漁業災害補償法の規定に基づく区域を定めたもの)の一部改 正(同)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
□ (同) ○ 平成11年兵庫県告示第538号(漁業災害補償法に基づく地先水面を分けて定める一定の区域)	Э
の一部改正(同)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
○ 平成15年兵庫県告示第215号(漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定)及び平成23年 兵庫県告示第503号(漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定)の廃止(同)	5
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要(水大気課)	5
	6
<ul><li>○ 同 上 (同)</li></ul>	7
○ 道路の区域の変更及び供用開始(道路保全課)	8
〇同 上(同)	8
公告	
○ 軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告(税務課)····································	8
○ 公立大学法人兵庫県立大学への権利及び義務の承継について (教育課)	9
<ul><li>○ 大規模小売店舗の変更に関する届出(都市計画課)</li><li>○ 同 上(同)</li></ul>	9
〇同 上(同)	11
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告(建築指導課)	12
収用委員会告示	
○ 収用の裁決手続開始決定	13
	13
瀬戸内海海区漁業調整委員会公告	13 17
<ul><li>瀬戸内海海区漁業調整委員会公告</li><li>○ 漁業法に基づく公聴会の開催</li></ul>	
瀬戸内海海区漁業調整委員会公告	

## 兵庫県告示第223号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第8条第1項の規定により、次の土地改良区の設立認可申請については、適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業計画書及び定款の写しを縦覧に供する。

示

告

平成25年2月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	事 業 名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
国衙土地改良区	県営土地改良事業によ り造成された施設の維 持管理事業	国衙地区	平成25年2月19日から 同 年3月11日まで	

# 兵庫県告示第224号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、平成25年2月6日県営土地改良事業(農

地整備事業)上福田開拓地区第2工区の換地処分をした。 平成25年2月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 兵庫県告示第225号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号。以下「法」という。)第105条第1項第2号の規定による加入区(区域及び区分)を次のように定める。

なお、平成15年兵庫県告示第517号 (漁業災害補償法の規定に基づく区域及び区分を定めたもの)のうち法第104条第2号に掲げる漁業の由良区域(由良漁業協同組合の地区)の項、平成23年兵庫県告示第265号 (漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定)のうち法第104条第2号に規定する漁業の伊保区域(伊保漁業協同組合の地区)の項、坊勢区域(坊勢漁業協同組合の地区)の項及び浜坂町区域(浜坂町漁業協同組合の地区)の項、平成23年兵庫県告示第883号 (漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定)のうち法第104条第2号に規定する漁業の室津区域(室津漁業協同組合の地区)の項、平成24年兵庫県告示第14号(漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定)のうち法第104条第2号に規定する漁業の釜口区域(仮屋漁業協同組合の地区のうち釜口の区域)の項並びに平成24年兵庫県告示第170号(漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定)のうち法第104条第2号に規定する漁業の塩口区域(仮屋漁業協同組合の地区のうち法第104条第2号に規定する漁業の塩田区域(津名漁業協同組合の地区のうち塩尾、下司及び里の区域)の項、佐野区域(津名漁業協同組合の地区のうち佐野の区域)の項及び淡路島岩屋区域(淡路島岩屋漁業協同組合の地区)の項を削る。

平成25年2月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

#### 法第104条第2号に掲げる漁業

区域	区分
伊保区域(伊保漁業協同組合の地区の	1 のり養殖業を兼業する者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
うち曽根町区域を除く区域)	2 のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により 主として底びき網を使用して営む漁業
	3 総トン数10トン未満かつ15馬力又は48キロワット以下の漁船により 主として船びき網を使用して営む漁業
	4 総トン数10トン未満かつ15馬力又は48キロワットを超える漁船により主として船びき網を使用して営む漁業
	5 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1から4までに掲げる漁業以外の漁業
	6 網漁具を定置して営む漁業
坊勢区域 (坊勢漁業協同組合の地区)	1 漁船漁業を専業とする者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
	2 漁船漁業を専業としない者が営む総トン数10トン未満の漁船により 主として底びき網を使用して営む漁業
	3 漁船漁業を専業とする者が営む総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、主として刺網、かご及びたこつぼを使用して営む漁業
	4 漁船漁業を専業としない者が営む総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、主として刺網、かご及びたこつぼを使用して営む漁業
	5 のり養殖業を兼業する者が総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業及び漁船漁業を専業とする者が主として総トン数10トン未満の漁船により船びき網を使用して営む漁業

	6 機船船びき網漁業と魚類養殖業を兼業する者が総トン数10トン未済 の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業及びまき網漁業を 兼業する者が総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業
	7 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1から6までに打 げる漁業以外の漁業
	8 まき網漁業
	9 網漁具を定置して営む漁業
室津区域 (室津漁業協同組合の地区)	1 漁船漁業を専業とする者が営む総トン数10トン未満の漁船により として底びき網を使用して営む漁業
	2 漁船漁業を専業としない者が営む総トン数10トン未満の漁船によ 主として底びき網を使用して営む漁業
	3 総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して む漁業
	4 総トン数10トン未満かつ15馬力又は48キロワット以下の漁船によ 船びき網を使用して営む漁業
	5 総トン数10トン未満かつ15馬力又は48キロワットを超える漁船に り船びき網を使用して営む漁業及び総トン数10トン以上20トン未満 漁船により船びき網を使用して営む漁業
	6 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1から5までに げる漁業以外の漁業
	7 総トン数10トン以上100トン未満の漁船によりまき網を使用してむ漁業
	8 網漁具を定置して営む漁業
由良町区域 (由良町漁業協同組合の地	1 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営業漁業
<u>K</u> )	2 総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用してむ漁業
	3 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1及び2に掲げ、 漁業以外の漁業
塩田区域 (津名漁業協同組合の地区の	1 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営業漁業
うち塩尾、下司及び里の区域)	2 総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業
	3 総トン数20トン未満の漁船により船びき網を使用して営む漁業
	4 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1から3までに対 げる漁業以外の漁業
	5 網漁具を定置して営む漁業
佐野区域 (津名漁業協同組合の地区の	1 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営業漁業
うち佐野の区域)	2 総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して む漁業
	3 総トン数10トン未満かつ15馬力又は48キロワット以下の漁船によ 船びき網を使用して営む漁業

	4 総トン数20トン未満かつ15馬力又は48キロワットを超える漁船により船びき網を使用して営む漁業
	5 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1から4までに対 げる漁業以外の漁業
釜口区域 (仮屋漁業協同組合の地区の	1 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む 漁業
うち釜口の区域)	2 総トン数10トン未満の漁船により船びき網を使用して営む漁業
	3 総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用してき む漁業
9 船びき網を使用して営む漁業 5 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1 から4までける漁業以外の漁業 2 総トン数10トン未満の漁船により船びき網を使用して営む漁業 3 総トン数10トン未満の漁船により船びき網を使用して営む漁業 4 総トン数10トン未満の漁船により主として駅びき網を使用して営む漁業 4 総トン数10トン未満の漁船により主として駅がまなかを使用して営む漁業 4 総トン数10トン未満の漁船により主として駅がまなかを使用して営む漁業 6 網漁具を定置して営む漁業 1 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業 3 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して漁業のうち板でき網漁業 3 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して漁業のうち板でき網漁業 4 総トン数10トン未満の漁船により主として気はえなわを使用した漁業を引して営む漁業 5 総トン数10トン未満の漁船により主として気は急なかを使用した営む漁業 (済漁業協同組合の地区) (済漁業協同組合の地区) (済漁業協同組合の地区) (済後の漁業 法以町区域 (済漁業協同組合の地区) (済後の漁業 法以町区域 (済漁業協同組合の地区) (済後の漁業 法以町区域 (済後の漁業) (済後の漁業 法以町区域 (済後の漁業) (済後の漁業) (済後の漁業) (済後の漁業) (済後の漁業) (済後の漁業) (済後の漁業) (済後の漁業として経びる漁業のから、1 総トン数10トン未満の漁船により主として外の漁業を使用して営む漁業及び総トン数10トン未満の漁船により主として針にみなかを使用した漁業であって活番の区域の名が再業として行う漁業 3 総トン数10トン未満の漁船により主となかを使用した漁業であって活番の区域の名が再業として行う漁業 3 総トン数10トン未満の漁船により主として約1はえなかを使用した漁業であって活番の区域の名が再業として行う漁業 3 総トン数10トン未満の漁船により主となかを使用した漁業であって活番の区域の名が再業として行う漁業 5 総トン数10トン未満の漁船により主となかを使用した漁業であって活番の区域の名が再業として行う漁業 5 総トン数10トン未満の漁船により主となかを使用した漁業であって活番の区域の名が再業として行う漁業 5 総トン数10トン未満の漁船により主となかを使用した漁業であって活番の区域の名が再業として行う漁業 5 総トン数10トン未満の漁船により当りによっていかることを目的とする漁業であって高齢のにより前りによっていかることを目的とする漁業であって高齢のにより強力によりまりまりまりまりまりまりまりますが発生の漁船により強力によりまりまりまりまりますが発き、10トン表演の漁船により立たの漁船により強力によりまりますが発き、10トン表演の漁船により立たが発力に対していまりますが表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表	
	- 102 1 1 2 2 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	6 網漁具を定置して営む漁業
(淡路島岩屋漁業協同組合の	
地区)	2 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む 漁業のうち棒びき網漁業
	3 総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して管む漁業
	4 総トン数10トン未満かつ15馬力又は48キロワット以下の漁船により 船びき網を使用して営む漁業
	5 総トン数10トン未満かつ15馬力又は48キロワットを超える漁船により主として船びき網を使用して営む漁業及び総トン数10トン以上201ン未満の漁船により船びき網を使用して営む漁業
	a was a second with a ministration of the second se
	1 総トン数10トン未満の漁船により主として八田網を使用して営む流業
	2 総トン数10トン未満の漁船により1に掲げる漁業以外の漁業を主と して営む漁業及び総トン数10トン以上20トン未満の漁船により船びき 網を使用して営む漁業並びに網漁具を定置して営む漁業
(浜坂町漁業協同組合の地	- Watt
区)	
	- 12 - 12 - 12 - 12 - 12 - 12 - 12 - 12
	- ME 1 - MILL MANAGE
	- 12 1 2 3 1 2 1 2 3 1 2 1 3 1 3 1 3 1 3
	6 総トン数10トン以上100トン未満の漁船により底びき網を使用して営む漁業及び総トン数20トン以上100トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業並びに網漁具を定置して営む漁業

#### 兵庫県告示第226号

昭和63年兵庫県告示第1541号 (漁業災害補償法の規定に基づく区域を定めたもの) の一部を次のように改正する。

平成25年2月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

法第125条の2に規定する養殖業中「由良町中央、由良加入区 由良町中央漁業協同組合及び由良漁業協同組合の区域」を「由良町加入区 由良町漁業協同組合の区域」に改める。

^^^^^

#### 兵庫県告示第227号

平成11年兵庫県告示第538号(漁業災害補償法に基づく地先水面を分けて定める一定の区域)の一部を次のように改正する。

平成25年2月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

法第104条第1号に掲げる漁業中

「由良町中央加入区 由良町中央漁業協同組合の区域 由 良 加 入 区 由良漁業協同組合の区域

を

「由 良 町 加 入 区 由良町漁業協同組合の区域」

に改め、法第125条の2に規定する養殖業中

「由良町中央加入区 由良町中央漁業協同組合の区域

由 良 加 入 区 由良漁業協同組合の区域

を

「由 良 町 加 入 区 由良町漁業協同組合の区域」

に改める。

## 兵庫県告示第228号

平成15年兵庫県告示第215号(漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定)及び平成23年兵庫県告示第503号(漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定)は、廃止する。

平成25年2月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 兵庫県告示第229号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成25年2月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

#### 1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

ハリマ化成株式会社加古川製造所

加古川市野口町水足671-4

取締役所長 土 田 史 明

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

ハリマ化成株式会社加古川製造所

加古川市野口町水足671—4

③ 特定施設に関する事項

		1	7
種	類	33号リ 廃ガス洗浄施設	
能	力	40m³/分	
工事着	手 予 定 年 月 日	許可後	
工事完	成予定年月日	着手後1箇月	
使 用 開	始予定年月日	カ 40m³/分 E 月 日 許可後 E 月 日 着手後 1 箇月 E 月 日 完成後 D使用時間 24時間連続 D	
使用時間の間	隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続	
使用時間	の季節的変動の概要	なし	
	区 分	通常	最大
工事着工事用使用用用の間用に該かれのの及値にはお特らるに表には<	水素イオン濃度 (水素指数)	7	$5 \sim 9$
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	3, 000	10,000
<ul> <li>能 工 工 使 使 使 使 使 に で で で で で で で で で で で で で で</li></ul>	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	5, 000	10,000
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	30	100
	室 素 含 有 量 (単位 mg/L)	_	_
	り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	_	_
	ヽて当該特定施設から排出 等の量(単位 m³/日)	0	0. 4

備考 汚水等は、外部委託処理又は焼却処理するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減 はない。

## 2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成25年2月19日から同年3月12日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び加古川市環境部環境政策課

## 兵庫県告示第230号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和48年法律第110号) 第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

^^^^^

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成25年2月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名 多木化学株式会社本社工場 加古郡播磨町宮西346番地

取締役本社工場長 安 東 誠

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地 多木化学株式会社本社工場 加古郡播磨町宮西346番地

# ③ 特定施設に関する事項

種	類	27号イ ろ過施設	
能	カ	7 m³/時	
工事着	手 予 定 年 月 日	許可後	
工 事 完	成予定年月日	着手後1箇月	
使 用 開	始予定年月日	完成後	
使用時間の間	隔及び1日当たりの使用時間	8時~17時 9時間	
使用時間	の季節的変動の概要	なし	
	区 分	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	4 ~ 5	$4\sim5$
使用時にお	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	_	_
いて当該特 定施設から 排出される	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	50	100
汚水等の汚染状態の通	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	30	40
常の値及び最大の値	室 素 含 有 量 (単位 mg/L)	1以下	1以下
	り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	50	100
	溶解性鉄含有量 (単位 mg/L)	1,000	2, 000
	ヽて当該特定施設から排出 等の量(単位 m³∕日)	0	1

備考 汚水等は再利用するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

- 2 縦覧の期間及び場所
  - (1) 期間 平成25年2月19日から同年3月12日まで
  - (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び加古郡播磨町すこやか環境グループ

#### 兵庫県告示第231号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

^^^^

平成25年2月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量(4級基準点測量)

2 作業期間

平成25年2月12日から同年3月30日まで

3 作業地域

西宮市林田町及び高木東町

^^^^^^

#### 兵庫県告示第232号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成25年2月19日から供用を開始する。

その関係図面は、平成25年2月19日から2週間、中播磨県民局姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成25年2月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種	類	道 路 <i>の</i>	) 🗵	域		
路線	名	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道		姫路市御国野町御着字城ノ内1179番から	皿	11.0から 11.0まで	3. 0	
2	号	同 市御国野町御着字城ノ内1186番3まで	新	13.0から 13.0まで	3. 0	
県道		姫路市太市中字前田508番から	旧	7.0から 11.0まで	386. 0	
石 倉 太 子	子線	同 市太市中字小黒459番3まで	新	12.0から 20.0まで	386. 0	一部 予定地

## 兵庫県告示第233号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成25年2月19日から供用を開始する。

^^^^^

その関係図面は、平成25年2月19日から2週間、西播磨県民局光都土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成25年2月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道	路	の	種	類		道	路	の	×	域		
路		線		名	X	間			旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道		(A) 種類										
1	7		9	号	同 郡同 町三日月字	折口1061番	<b>計1まで</b>		新		315. 0	

公 告

## 軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告

次に掲げる免税軽油使用者証は、紛失の日から無効とする。

平成25年2月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 免税軽油使用者証

業種	記号・番号	有効期限	使用者の住所	交付県民局	紛失年月日
農業	A6290	平成25年12月18日	明石市	東播磨県民局	平成25年1月30日

#### 公立大学法人兵庫県立大学への権利及び義務の承継について

地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第66条第1項の規定により、平成25年4月1日に兵庫県が設立を予定している公立大学法人兵庫県立大学に当該法人が行う業務に関し現に兵庫県が有する権利及び義務を承継させるので、同条第2項の規定により、次のとおり閲覧に供する。

なお、異議のある債権者は、閲覧期間の満了の日までに書面で知事に申し出ることができる。

平成25年2月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 閲覧に供する書類

公立大学法人兵庫県立大学の成立の日現在における公立大学法人兵庫県立大学の資産及び負債の見込みを明らかにする書類

2 閲覧場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県企画県民部管理局教育課大学室

3 閲覧期間

平成25年2月19日(火)から同年3月19日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

4 閲覧時間

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

^^^^

#### 大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成25年2月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 オークワ三田対中店

所在地 三田市対中町1397番ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称住所代表者の氏名株式会社オークワ和歌山市中島185番地の3神 吉 康 成

ウエルシア関西株式会社 堺市南区大庭寺756番地 槌 屋 茂 康

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称住所代表者の氏名株式会社オークワ和歌山市中島185番地の3福 西 拓 也

イ 変更後

名称住所代表者の氏名株式会社オークワ和歌山市中島185番地の3神 吉 康 成ウエルシア関西株式会社堺市南区大庭寺756番地槌 屋 茂 康

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 株式会社オークワ

住所 和歌山市中島185番地の3

代表者の氏名 福 西 拓 也

イ 変更後

名称 株式会社オークワ

住所 和歌山市中島185番地の3

代表者の氏名 神 吉 茂 康

(3) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

ア 変更前

2,089平方メートル

イ 変更後

4,278平方メートル

(4) 駐車場の位置及び収容台数(位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。)

ア 変更前

76台

イ 変更後

300台

⑤ 駐輪場の位置及び収容台数(位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。)

ア 変更前

92台

イ 変更後

182台

(6) 荷さばき施設の位置及び面積(位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。)

ア 変更前

103平方メートル

イ 変更後

211平方メートル

(7) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量(位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。)

ア 変更前

15.7立方メートル

イ 変更後

25.8立方メートル

- 4 変更年月日
  - (i) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 平成25年1月23日ほか
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 平成24年9月10日
  - ③ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

平成25年9月24日

(4) 駐車場の位置及び収容台数

平成25年9月24日

(5) 駐輪場の位置及び収容台数

平成25年9月24日

(6) 荷さばき施設の位置及び面積

平成25年9月24日

(7) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

平成25年9月24日

5 届出年月日

平成25年1月23日

- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成25年2月19日から4月間

- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限

平成25年6月19日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

## 大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項及び同条第2項の規定により、次のとおり大規 模小売店舗の変更の届出があった。

^^^^^^^^

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域 の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に 対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成25年2月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 コモーレ丹波の森

所在地 丹波市柏原町母坪335-1

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 代表者の氏名 住所

前川隆正 株式会社丹波の森ショッピングタウン 丹波市柏原町母坪335番地の1 神戸市東灘区住吉本町一丁目3番19号 本 田 英 一

生活協同組合コープこうべ

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

ア 変更前

氷上郡柏原町母坪335─1

イ 変更後

丹波市柏原町母坪335-1

(2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 住所 代表者の氏名 株式会社丹波の森ショッピングタウン 氷上郡柏原町母坪335番地の1 大 野 拓 眞

イ 変更後

代表者の氏名 名称 住所

株式会社丹波の森ショッピングタウン 丹波市柏原町母坪335番地の1 前川隆正 生活協同組合コープこうべ 神戸市東灘区住吉本町一丁目3番19号 本 田 英 一

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 住所 代表者の氏名

株式会社丹波の森ショッピングタウン 氷上郡柏原町母坪335番地の1 大 野 拓 眞

生活協同組合コープこうべ 神戸市東灘区住吉本町一丁目3番19号 浅 田 克 己 有限会社ヒメジニューパイン

河崎哲夫 姫路市北条永良町28

前川隆正

外16者

株式会社オカバヤシ

イ 変更後

名称 代表者の氏名 住所

株式会社丹波の森ショッピングタウン 丹波市柏原町母坪335番地の1

生活協同組合コープこうべ 神戸市東灘区住吉本町一丁目3番19号 本 田 英 一

丹波市柏原町柏原1170 岡林利幸

外20者

(4) 荷さばき施設の位置及び面積(位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。)

ア 変更前

780平方メートル

イ 変更後

1,078平方メートル

(5) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量(位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。)

ア 変更前

53立方メートル

イ 変更後

58立方メートル

- 4 変更年月日
  - (1) 大規模小売店舗の所在地

平成16年11月1日

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 平成17年6月1日ほか
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 平成24年4月15日ほか
- (4) 荷さばき施設の位置及び面積

平成25年2月14日

(5) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

平成25年2月14日

5 届出年月日

平成25年1月29日

- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成25年2月19日から4月間

- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限

平成25年6月19日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

## 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

^^^^^^

平成25年2月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤穂市六百目町53番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

赤穂郡上郡町梨ヶ原1167番158

住商工業株式会社 代表取締役社長 武 田 泰 幸

3 許可年月日及び許可番号

平成24年12月5日

兵庫県指令西播(光土)(建)第1-19-2号(24赤穂)

# 収用委員会告示

## 兵庫県収用委員会告示第1号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。 平成25年2月19日

兵庫県収用委員会

会長 安 永 正 昭

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類
  - 一般国道176号改築工事

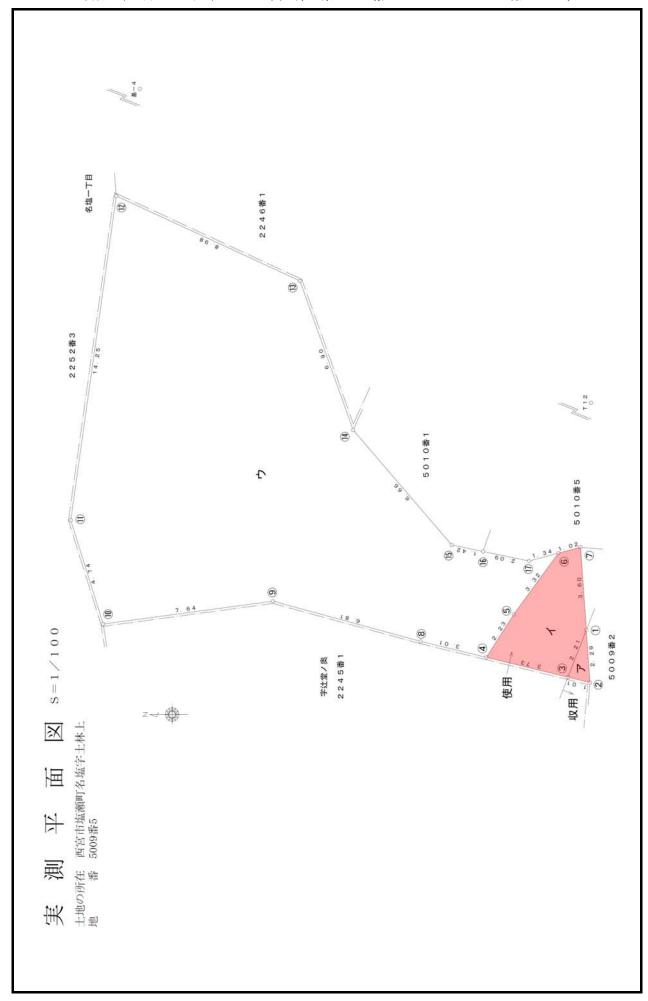
(名塩道路1工区・兵庫県西宮市塩瀬町名塩字辻堂ノ奥地内から同市名塩新町地内まで)

3 裁決手続の開始を決定した年月日 平成25年2月18日

裁決手続の開始を決定した土地の所在等

	γ	権利の種類	賃借権
	地に関して権利を有する関係、	住所	西宮市名塩一丁目1番34号
	#	氏 名	田中土木 株式会社 代表者 代表都 代表取締役 田中 貞雄
	土地所有者	住 所	西宮市名塩1丁目1番34号 ただし、土地登記簿上の表示 西宮市塩瀬町名塩2373番地
		氏 名	田中 貞雄
	裁決手続の開始を決定した土地 土地所有者 土地所有者 土地に関して権利を有する関係人	使用に係 る面積	m 14.33 (注2)
	- 和	収用に係 る面積	m <sup>1</sup> 1.11 (注1)
<b>裁泆于続り開始を決足した工地り所仕寺</b>	決定した土	実測地積	m 237. 37
こした土地	の開始を	公籍地積	m <sup>2</sup>
炉を伏み	裁決手続	地目	5009番5 保安林
干瓶の廉		超	
4		所在	西

(注2) 使用しようとする土地の区域は、別添図面表示の①③④⑤⑥及び①の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分 (注1) 収用しようとする土地の区域は、別添図面表示の①②③及び①の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分



= 先						1											1			21							2000				2					(日本測地系)	
	距離	1.012	2, 298	2.216				服器	3, 736	2,216	3,606	1.020	3, 325	2, 233				距離	7.645	6.814	3.016	2, 233	3, 325	1.349	2.097	1.427	6,663	906.9	8, 987	14, 255	4, 744						
	Y (Xn+1-Xn-1)	-14608. 239320	-73130, 079116	87740. 538665	2, 220229	1.1101145	1.11 m²	Y (Xn+1-Xn-1)	-215206, 391088	-396916, 551280	-50061. 099218	111083, 116642	265280, 326362	285849, 264285	28, 665703	14, 3328515	14.33 m	Y (Xn+1-Xn-1)	-804008, 496544	-1261878, 098040	-848094, 404990	-370019, 597922	-285849, 264285	-60930, 739836	299485, 914418	307771, 759320	516309, 917256	603019, 025217	941255, 701635	911091. 329498	52290, 818781	443, 864508	221. 9322540	221. 93 m <sup>2</sup>	237.37 m²		
槓 表	X n + 1 - X n - 1	-0.164	-0.821	0.985				X n + 1 - X n - 1	-2.416	-4.456	-0.562	1.247	2.978	3, 209				X n + 1 - X n - 1	-9.026	-14, 166	-9.521	-4.154	-3, 209	-0.684	3, 362	3, 455	5. 796	69. 29	10, 565	10.226	0, 587						
屋 標 来	Y座標	89074, 630	89074, 396	89076, 689				Y座標	89075, 493	89074, 630	89076, 689	89080, 286	89080,029	89077, 365				Y座標	89076, 944	89077,940	89076, 190	89075, 493	89077, 365	89080, 029	89079, 689	89080, 104	89080, 386	89085, 393	89091,879	89095, 573	89081, 463						
	X座標	-129970, 233	-129971.218	-129971.054				X座標	-129966, 598	-129970.233	-129971.054	-129970. 795	-129969, 807	-129967.817				X座標	-129949, 497	-129957, 077	-129963, 663	-129966. 598	-129967.817	-129969, 807	-129968. 501	-129966. 445	-129965.046	-129960.649	-129958.277	-129950.084	-129948, 051						
	境界標	プラスチック杭	コンクリート杭	プラスチック杭	倍面積			境界標	木杭	プラスチック杭	プラスチック杭	鋲	飯	木杭	存面積	1 積	地(積	境界標	金属標	コンクリート杭	コンクリート杭	木杭	木杭	鍼	金属標	鋲	コンクリート杭	コンクリート杭	木杭	金属標	金属標	6 面 積	] 積	1 積		7.8座煙值	
	点名	3	(2)	①	3)	畑	加	点名	<b>(</b>	3	①	(L)	9	9	201	担	=	点名	9	6	8	4	(2)	9	(L)		(2)	(H)	(13)			25	iii.	押	深	の箱類及	The state of the s
符号	下 植						+										4						I												基本ご角占等の種類及び座煙値	1	
区分	収用地	田田										残 地																		其							
加 特	5009番5		使用地																																		

点名	X座標	Y座標	桶	璽
	-129948, 418	89156.876	2級基準点	
	-130011.688	89184, 066	4級基準点	

# 瀬戸内海海区漁業調整委員会公告

## 兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会公告

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第4項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

なお、漁場計画案は平成25年2月19日から同月28日まで当委員会事務局及び各関係機関に備え置き、一般の 縦覧に供する。

平成25年2月19日

兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会 会長 山 田 隆 義

1 日時

平成25年2月28日 (木) 午後2時00分から午後2時30分まで

2 場所

神戸市中央区下山手通6丁目3-28 兵庫県中央労働センター視聴覚室

- 3 案件
- (1) 兵庫県瀬戸内海海区における共同漁業の免許の内容となるべき事項等について
- (2) 兵庫県瀬戸内海海区における区画漁業の免許の内容となるべき事項等について

# 4 縦覧場所

縦覧場所	住所	電話番号
兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委 員会事務局	神戸市中央区下山手通 5 —10— 1 兵庫県農政環境部農林水産局水産課内	(078) 362-9231
神戸県民局	神戸市中央区中山手通6-1-1	(078) 361-8552
東播磨県民局	加古川市加古川町寺家町天神木97—1	(079) 421-9162
中播磨県民局	<b>姫路市北条1</b> ─98	(079) 281-9295
西播磨県民局	赤穂郡上郡町光都 2 — 25	(0791) 58-2204
淡路県民局	洲本市塩屋2-4-5	(0799) 26-2106
農林水産技術総合センター水産 技術センター	明石市二見町南二見22-2	(078) 941-8601
神戸市役所	神戸市中央区加納町6-5-1	(078) 322-5358
姫路市役所	姫路市安田4一1	(079) 221-2474
明石市役所	明石市中崎1-5-1	(078) 912-1111
洲本市役所	洲本市本町 3 - 4 - 10	(0799) 33-3321
相生市役所	相生市旭1-1-3	(0791) 23-7133
加古川市役所	加古川市加古川町北在家2000	(079) $427 - 9226$
たつの市役所	たつの市龍野町富永1005―1	(0791) 64-3131
赤穂市役所	赤穂市加里屋81	(0791) 43-6840
高砂市役所	高砂市荒井町千鳥1-1-1	(079) 443-9031
南あわじ市役所(西淡庁舎)	南あわじ市湊90―1	(0799) 37-3013
淡路市役所	淡路市生穂新島 8	(0799) $64-2532$
播磨町役場	加古郡播磨町東本庄1-5-30	(079) 435-2364

# 警察本部公告

## 落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。 平成25年2月19日

## 契約担当者

兵庫県警察本部長 塩 川 実喜夫

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 男性警察官用冬合ワイシャツ 807着
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 兵庫県警察本部総務部装備課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日 平成25年1月16日
- 4 落札者の名称及び住所 辰野株式会社兵庫営業所 芦屋市楠町10番19号
- 5 落札金額 5,067,153円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 平成24年11月27日